

厚生労働省
東京労働局発表
平成 24 年 1 月 19 日

東京労働局労働基準部
担当 監督課長 湯川 渉
監察監督官 浅野 悦子
電話 03 (3512) 1612 (内線 6416)

墜落・転落防止を重点に 263 箇所の建設現場の一斉監督を実施

東京都内の建設業での死亡災害件数は、平成 23 年 1 年間で 26 件と全産業の 4 割を占めている。

○ このため、昨年 12 月において、都内の建設工事現場 263 箇所に対し、一斉に臨検監督を実施した。

監督実施 263 現場のうち 49.0% (129 現場) に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。

特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が多く認められ、行政処分を含め改善を指導した。

1 一斉監督指導の実施

東京労働局 (局長 山田 亮) 管内における建設業での死傷災害件数は、平成 23 年 1 年間で 1293 件 (平成 23 年 12 月末現在の速報値。前年同期 1198 件) となっており、前年同期比で 8% 増加した。

また、死亡災害については、全産業の死亡災害件数が 60 件 (同速報値) と対前年同期比で 6 件の減少となっているが、建設業においては同 26 件 (同速報値) と対前年同期比で 2 件増加している。

この状況を踏まえて、管下 18 労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に立ち入り、監督指導を実施した。

対象 都内の建設工事現場 263 現場
期間 平成 23 年 12 月 1 日から 12 月 9 日

2 監督指導実施結果

一斉監督指導の結果は以下のとおりである。

(1) 違反状況

表1 建設現場違反状況

	合計	現場別内訳			
		建築	土木	解体	その他
現場数	263	234	19	0	10
法令違反現場数	129	124	4	0	1
(違反率)	49.0%	53.0%	21.1%	0.0%	10.0%
作業停止命令現場数	37	37	0	0	0
(法令違反現場数に対する割合)	28.7%	29.8%	0.0%	0.0%	0.0%

ア 263 現場の 49.0%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 263 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 129 現場（49.0%）であった（表 1）。

主な違反事項として、

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 80 現場

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 56 現場

で認められた（表 2）。

なお、足場の作業床又は作業構台からの墜落・転落災害防止に関する違反のあった 34 現場のうち、24 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、10 現場においては、平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけされた従来の手すりに加え中さん又は下さん等の手すり等が設置されていなかった。

（注 1） 「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、たとえば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

イ 37 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 37 現場（法令違反が認められた現場の 28.7%）に対しては、作業停止又は立入禁止を命令する行政処分を行った（表 1）。

(2) リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等の取組状況は、

実施している現場 220 現場（83.7%）

実施していない現場 43 現場（16.3%）

であった。

（注）リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合（リスク）に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

（リスクアセスメント等の仕組み概要）

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い（リスク）を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする（に帰る。）。

3 今後の方針

東京労働局の第 11 次労働災害防止計画（平成 20 年度～24 年度）においては、建設業を重点業種と位置づけており、特に当該業種における「墜落・転落」による労働災害の防止を最重点課

題としている。

前述のとおり、建設業の労働災害は依然多発しており、また、今回の一斉監督指導においても、労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められた。

東京労働局としては、建設工事現場に対する監督指導をさらに強化するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針である。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている（参考：送検事例参照）。

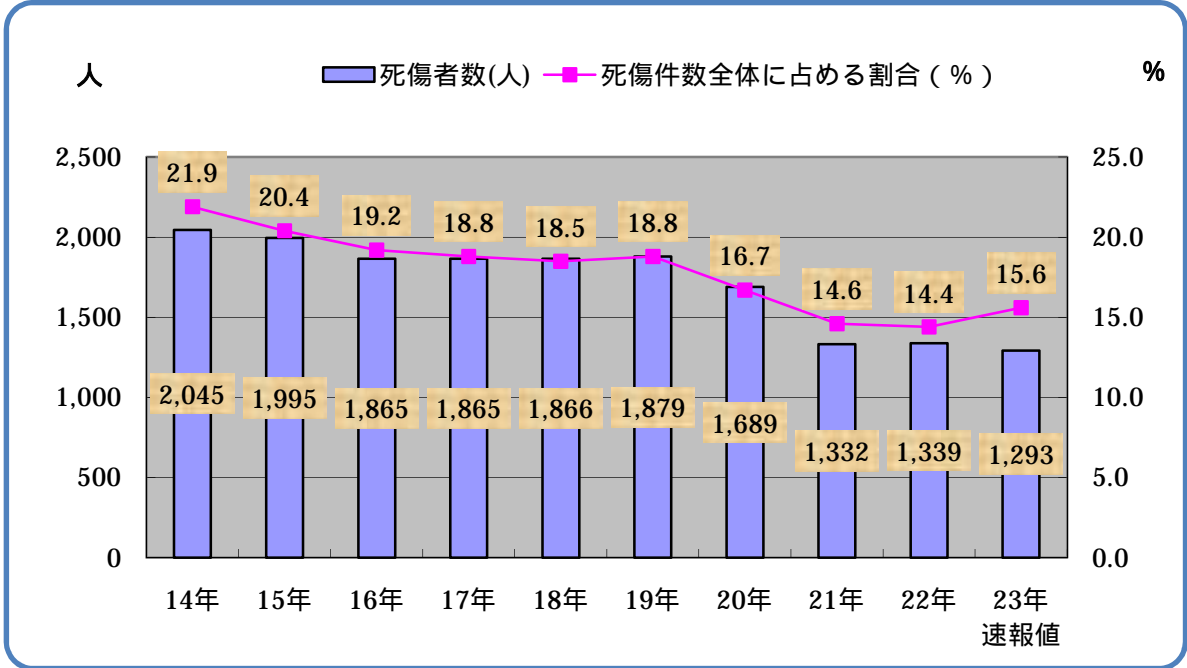
表2 事項別違反状況

(* 安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略)

違反事項	違反現場数 (違反率)	主な内容
<p>【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係</p>	<p>80 (30.4%) ----- うち足場又は作業構台からの墜落防止に関する違反現場数・・・34 現場 うち足場に手すり等の措置がなかった現場数・・・24 現場 うち下さん・中さんがなかった現場数・・・10 現場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の作業床未設置、手すり等無し(安衛則 563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し(安衛則 519、653) ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し(安衛則 521) ・高所(2 m以上)作業における安全帯不使用(安衛則 518、519)
<p>【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係</p>	<p>56 (21.3%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 29, 29 の 2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法 30)
<p>【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係</p>	<p>13 (4.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない(安衛則 240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則 242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則 245)
<p>【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係</p>	<p>8 (3.0%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則 27)
<p>【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係</p>	<p>7 (2.7%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則 155) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則 158) ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転(安衛令 20(12))
<p>【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係</p>	<p>5 (1.9%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則 36) ・移動式クレーンの使用制限なし(クレーン則 64) ・移動式クレーンの作業方法の決定なし(クレーン則 66 の 2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則 74) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則 639)

〔参考〕

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）



平成 19 年以降の建設業における労働災害の推移（東京都）

	19年	20年	21年	22年	23年 (死傷災害 は速報値)
死傷災害	1879	1689	1332	1339	1293
うち墜落・転落 (割合・%)	677 (36.0%)	601 (35.6%)	458 (34.4%)	465 (34.7%)	442 (34.2%)
死亡災害	42	38	20	25	26
うち墜落・転落 (割合・%)	27 (64.3%)	16 (42.1%)	10 (50.0%)	14 (56.0%)	11 (42.3%)

平成 23 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計 1293 人（平成 23 年 12 月末速報値）

